

# 医療機関の皆さまへ

令和2年10月1日から保険証の記号番号に「枝番」が付与されています。

このことにより、市町村が実施する「**子ども医療費助成事業**」の受給資格者証に記載された保険証の記号番号と一致しない可能性があります。

一致しない部分が「**枝番**」のある・なしのみ  
で疑義が生じる場合は、これまでどおり、一部負担金を窓口無料として差し支えありません。

ただし、「枝番」以外の記号番号、氏名、住所、保険者番号などが保険証と一致しない場合は、窓口無料とはしないで、市町村の子ども医療費助成担当課に連絡するよう保護者にお伝えください。

山梨県・山梨県各市町村